

発議案第1号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成31年3月27日

提出者	盛岡市議会議員	神 部 伸 也
賛成者	盛岡市議会議員	庄 子 春 治
"	"	高 橋 和 夫
"	"	鈴 木 札 子
"	"	鈴 木 努

盛岡市議会議長 天 沼 久 純 様

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 150条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、市長は、当該年度の 4 月 1 日において18歳に満たない被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）の属する世帯の世帯主に対して課する保険税について、当該保険税のうち当該18歳未満被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に相当する額を、職権で減額することができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市市税条例第150条の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

18歳未満の被保険者が属する世帯の世帯主に対して課する国民健康保険税のうち、18歳未満の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に相当する額を減額しようとするものである。